

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	障害福祉課
契約締結年月日	平成 3 0 年 4 月 1 日
契約者名	社会福祉法人山梨県社会福祉事業団
契約名	盲ろう者通訳・介助者派遣事業委託契約
契約金額 (税込み)	1,369,413円
随意契約理由	<p>当該事業を遂行するにあたっては、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話（触手話を含む）に関して高度な専門知識及び技術を持っていること。 ・全国盲ろう者協会が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会の修了者を配置していること。 ・通訳者派遣業務に関するノウハウを持っていること。 <p>県内唯一の聴覚障害者の情報保障の拠点施設である県立聴覚障害者情報センターの管理運営を受託（H18年度からは指定管理者として運営）し、手話通訳者派遣事業を実施していることから、通訳者の派遣業務に関するノウハウを保有している。また、情報センターの職員に厚生労働大臣公認の手話通訳士2名と、全国盲ろう者協会が行う盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会の修了者1名を配置していることから、手話に関して高度な専門知識と技術を有しているとともに、盲ろう者の支援体制が整っている。</p> <p>当該事業について、事業を受託し、確実に遂行できる能力がある県内唯一の団体が山梨県社会福祉事業団であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、山梨県財務規則第137条第3項により見積合せを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号